

## 令和8年度「青少年ネット安全・安心のための環境整備事業実施業務」仕様書

### 1 趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用する環境を整備するため、ネットパトロール及びネットトラブル相談窓口による有害情報対策を実施するとともに、同業務その他の調査で把握した県内青少年のインターネット利用実態を的確に反映したネットリテラシー促進のための情報モラル教育を推進する。

### 2 業務実施期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

### 3 業務実施拠点

- (1) ネットパトロール及びネットトラブル相談窓口  
受託者が用意する場所
- (2) ネットリテラシー促進のための情報モラル講座  
和歌山県内において県が指定する場所

### 4 業務内容

#### (1) ネットパトロールの実施

ア インターネット上の各種サイトを探索し、和歌山県内の18歳未満の青少年（以下「県内青少年」という。）に関する問題行動記事や誹謗中傷記事、個人情報記事等を抽出すること。

イ 対象者は、児童生徒、有職又は無職を問わず、県内青少年とすること。

ウ 発見した書き込み及びトラブル事象（以下「事象」という。）並びにその後の経過等については、飲酒や喫煙などの分類（以下「分類」という。）により分析と整理を行い、1週間毎に報告すること。

エ ウの報告とは別に月1回、当該月の事象の発見件数、分類及びその後の経過等を前月までの累計とともに作成し、報告すること。

オ ウの報告にかかわらず、緊急を要する事象については、速やかに報告するとともに、必要に応じてサイト運営会社やインターネットホットラインセンター等の機関に削除依頼すること。

カ 契約期間中、原則として週に5日間のネットパトロールを実施すること。

ただし、受託者における休業日（祝日、年末年始等）を含む週については、県と協議の上実施すること。

#### (2) ネットリテラシー促進のための情報モラル講座業務

ア 原則として県内全ての小、中、高等学校及び特別支援学校の児童生徒を対象とし、情報モラル講座を開催すること。

その他の者を対象とする申込又は相談があった場合は、県による実施可否の判断に基づき開催すること。

なお、対象者の取りまとめは県が行い、原則として1校あたり1回までとし、1回あたり1～2時間の開催とする。

イ 講座は、和歌山県が指定する県内各地域で年間80回程度、開催すること。

ウ 講座の内容は、和歌山県が指定する題材とし、必要に応じて児童生徒との対話形式を取り入れること。

エ 講座を開催した後は、遅延なく講座内容等を記録した報告書を作成し、提出すること。

#### (3) ネットトラブル相談窓口の運営

ア 県内青少年に関する誹謗中傷、個人情報の掲載、不適切な画像の掲載、自撮り画像（児童ポルノ相当）の要求等のネットトラブルに関する相談を受け付け、削除方法や対処方法

について、回答を行う和歌山県ネットトラブル相談窓口を運営する。

イ 相談の受付及び回答は、受託者が運営するチャットシステムで(1)カに基づきネットパトロールを実施する日の午後3時から午後7時までの時間帯に行う。

ウ 和歌山県ネットトラブル相談窓口の広報資料を作成の上、各種機会を通じて青少年等に広報を行うこと。

エ チャットシステムについては、県が監査を行えるものであること。

また、チャットのデータ保存場所は国内に限定することとし、更に海外からはアクセスできないようにすること。なお、不要となったデータは速やかに削除すること。

オ 相談の内容及び回答結果については、原則、取扱日の翌業務日に報告すること。

カ オの報告にかかわらず、緊急を要する事案については、速やかに報告するとともに、必要に応じてサイト運営会社やインターネットホットラインセンター等の機関に削除依頼すること。

#### (4) 県民向け啓発資料の作成

ア 情報モラルに関する県民の意識を啓発するため、月1回、県民向けの啓発資料を作成し提出すること。

イ 啓発資料には、各月ごとのネットパトロールの集計分析結果や、委託事業全般を通じて収集した情報を基に、インターネット上でどのような問題が生じているのか、どのようなことに注意すればネットトラブル被害を防止できるか等の内容を盛り込むこと。

ウ また、特筆すべき事象については、適宜、事例等としてまとめ、同様に啓発資料として作成し提出すること。

エ 上記資料の内容については、和歌山県と協議した上で、和歌山県ホームページに掲載する。

## 5 実施体制

### (1) 人員体制

ア ネットパトロール要員 1名以上

イ 情報モラル講座、広報啓発及び調査分析のための要員 1名以上

ウ ネットトラブル相談窓口要員 1名以上

エ サポート体制

受託者は、職員の急な欠員等緊急事態が発生しても業務が滞らないような体制を常時整備すること。また、本事業を実施するにあたって個人情報を取り扱う場合においては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏洩、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。

## 6 対象経費等

本事業に係る経費については、概ね次のとおりとする。

- ・ 人件費、社会保険料等
- ・ 上記職員の活動に要する旅費等の経費
- ・ 講座に要する資料等の経費
- ・ 印刷物等広報に要する経費
- ・ 業務に要する消耗品費、通信運搬費
- ・ 施設に係る光熱水費、維持管理費

## 7 成果品等

成果品等の提出部数及び納入場所等は、次のとおりとする。

### (1) 成果品等及び提出部数

ア ネットパトロール結果報告書

一式（及び電子データ）

イ 情報モラル講座報告書

一式（及び電子データ）

ウ ネットトラブル相談窓口報告書

一式（及び電子データ）

エ 啓発資料

一式（及び電子データ）

(2) 提出場所

ア 名称 和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課

イ 所在地 郵便番号 640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地

(3) 著作権

委託業務を通じて作成した講座、統計、啓発資料等成果品の著作権は、すべて和歌山県に帰属する。

## 8 その他留意事項

(1) 本業務は原則として再委託できない。

ただし、一部の業務は協議により再委託することを認める場合がある。

(2) 業務遂行にあたっては、和歌山県と十分に協議しながら進めること。

(3) 本事業は新年度事業のため、予算の執行については和歌山県議会の議決を経た令和8年度予算の成立が条件となる。

(4) 和歌山県の情報セキュリティポリシーを遵守すること。

(5) 別添【「安全確保の措置」に係る遵守事項】及び【記憶装置のデータ消去及び破壊仕様書】に定める各事項を満たすこと。

またネットトラブル相談窓口の運営にあたり外部サービスを利用する場合には別添【外部サービス要件確認表（機密性2以上）】に定める各事項を満たすこと。

(6) 本事業で使用するコンピュータ等は、十分なセキュリティ対策を講じること。

また、サイバーテロ、ウイルス感染及び情報漏洩等のセキュリティインシデント発生時には、和歌山県に報告の上、速やかに対応すること。

(7) 業務に問題が生じた際は、速やかに和歌山県に報告するとともに業務に支障がでないように対応すること。

## 「安全確保の措置」に係る遵守事項

### (基本的事項)

第1 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、甲の情報を閲覧する者の個人情報侵害することのないよう、甲から委託を受けて情報を公開するために利用する機器等の管理を適正に行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務の実施に当たり、ホスティングサービス、レンタルサーバー、ハウジングサービス又はこれらに類するサービスを利用する場合は、第1項に沿って本遵守事項に定める各事項を満たすよう、この契約による事務を処理するに当たり、事前にサービス提供者との間で取り決め又は確認をすること。

### (ウイルス対策の実践)

第2 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、利用するサーバ等の機器について、ウイルス検知用データは常に最新のものに更新すること。

2 Webサーバの管理用又は更新用等にパソコン等の機器を利用する場合は、乙はこれら機器に対しても第1項で規定する措置を講じること。

### (ソフトウェアの更新)

第3 乙は、本遵守事項の第2の対象となる機器で利用するソフトウェアに対しては、定期的に修正プログラムを適用し、できる限りソフトウェアを最新の状態にしておくこと。

### (ファイアウォールの導入)

第4 乙は、この契約による事務の実施に当たっては、ファイアウォールを設定し通過させるパケットや遮断するパケットに対するルールを設定しておくこと。

2 乙は、侵入防止システム (IPS) を導入すること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (セキュリティ診断)

第5 乙は、外部の者によるセキュリティ診断を受けること。ただし、甲の承諾があるときは、この限りでない。

### (ログのチェック)

第6 乙は、この契約による委託期間中、定期的にログ (Web サーバー、OS、ルータ、DB 等) をチェックすること。

### (コンテンツ内容の確認等)

第7 乙は、著作権を侵害するような写真やイラスト、ファイル等は使用しないこと。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、コンテンツの取込持出時の検疫方法と取扱手順を事前に定めておくこと。

### (パスワードの管理)

第8 乙は、この契約による事務を処理するに当たっては、本遵守事項の第2の対象となる機器等には安全なパスワードを設定することとし、定期的に変更すること。また、不要なアカウントを登録しないこと。

### (コンテンツ等の管理)

第9 乙は、Web サーバやデータベースサーバ等、コンテンツや情報等を格納するディレクトリやファイルに対しては適正なアクセス権限を設定すること。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、下記の対策を講じること

① SQL インジェクション、クロスサイト・スクリプティング等の脆弱性への対策を講じること。

② 不要なページやウェブサイトを公開しないこと。

- ③ 不要なエラーメッセージを返さないこと。
- ④ 不要なサービスやアプリケーションを起動させないこと。

(セキュリティポリシー)

第10 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、セキュリティポリシーを策定すること。ただし、既にセキュリティポリシーを定めている場合はこの限りではない。

2 乙は、この契約による事務を処理するに当たり、不正侵入やウイルス感染が発生した場合の対応方法を策定しておくこと。ただし、既にこれらの対応方法を定めている場合はこの限りでない。

(調査)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、本遵守事項に定める各事項の状況について、随時調査することができるものとする。